

安芸市「元気風呂」再整備に係るサウンディング型市場調査
実施公告

安芸市「元気風呂」再整備に係るサウンディング型市場調査を行うので、次のとおり公告する。

令和8年10月2日

安芸市長 西内 直彦



1 業務の概要

安芸市では、安芸市健康ふれあいセンター（元気風呂）の今後の再整備に向けて、民間事業者の皆様との対話を通じ、事業の実現可能性、導入機能、事業スキーム及び官民の役割分担などを把握するため、サウンディング型市場調査を実施する。

本施設は老朽化が進み、現在は営業を停止している状況にある。一方で、市街地に隣接し、広い駐車場を有するなど利便性の高い立地条件を備えていることから、今後の利活用のあり方について、民間活力の導入可能性を含めて検討を進めている。

今回の調査は、温浴機能の継続に限らず、健康増進、交流、多世代利用、飲食、物販等の複合機能の導入や、用途転換、跡地活用を含めた幅広い可能性について、民間事業者から意見や提案を聞き、今後の事業化検討に活用することを目的とする。

2 施設名称

元気風呂 安芸市健康ふれあいセンター「元気館」南館

3 調査の目的

本調査は、次に掲げる事項の把握を目的として実施する。

- ① 元気風呂の再整備に係る民間事業者の参入意向
- ② 想定される導入機能及び施設活用の方向性
- ③ 望ましい事業スキーム及び官民の役割分担
- ④ 事業化に当たって必要となる条件、課題及び留意点

4 対話内容

本調査では、主に次の事項について対話を行う。

- ① 再整備の方向性に関すること
- ② 導入機能に関すること
- ③ 事業方式及び事業スキームに関すること
- ④ 管理運営方法に関すること
- ⑤ 官民の役割分担に関すること
- ⑥ 事業成立に必要な条件に関すること
- ⑦ 改修、用途転換又は跡地活用の可能性に関すること

5-1 参加者の資格

参加者の資格要件は下記の（１）～（６）の全てを満たす者とする。

- （１） 参加申込書の提出時点において、本市の入札参加資格者名簿（指名業者登録名簿）に登録されている者であること又は現に登録がない者で、参加申込書の提出時点において入札参加資格者名簿登録の申請中であること。
- （２） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （３） 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日も、国、高知県、安芸市及び他の地方公共団体のいずれからも指名停止等の措置を受けていないこと。
- （４） 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日も、安芸市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年規則第1号）に基づく入札参加資格指名停止措置を受けていないこと又は同規則第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しないこと。
- （５） 法人格を有する団体であり、直近年度の国税（法人税及び消費税）、都道府県税（事業税及び都道府県税）、市町村税を滞納していない者であること。
- （６） 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

5-2 参加対象者

本調査に参加できる者は、元気風呂の再整備、管理運営、企画提案、施設活用等に関心を有する法人とする。

6 本調査のスケジュールは、概ね次のとおりとする。

項目	時期
実施要領の公表	令和8年10月 2日（金）
現地見学会申込期限	令和8年10月 9日（金）
現地見学会の実施	令和8年10月14日（水）午前 令和8年10月15日（木）午後
質疑締め切り	令和8年10月19日（月）
質疑回答	令和8年10月21日（水）
対話エントリー期限	令和8年10月23日（金）
対話の実施日	令和8年10月29日（木）、30日（金）
結果概要の公表	令和9年 1月頃

7 参加を希望する事業者は、実施要領を確認の上、所定の参加申込書類を安芸市健康介護課健康ふれあい係まで電子メールにより、申し込みすること。

（１） 提出方法：メール（fureai@city.aki.lg.jp）

（２） 提出先：〒784-8501 安芸市土居 82 番地 1

安芸市健康介護課健康ふれあい係（担当：岡村・小松）

8 留意事項

本調査への参加に当たっては、次の事項に留意する。

- ① 本調査への参加に要する費用は、参加事業者の負担とする。
- ② 本調査への参加実績は、今後予定される事業者公募等における評価の対象とはしない。
- ③ 対話は参加事業者のアイデア及びノウハウの保護に配慮し、個別に実施する。
- ④ 対話内容は、今後の検討の参考とするが、必ずしも事業条件等に反映されるものではない。
- ⑤ 公表に当たっては、参加事業者名及び知的財産に関する内容に配慮し、必要に応じて事前確認を行う。
- ⑥ 必要に応じて、追加の対話又は資料提出をお願いする場合がある。